

# 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人しらかみ長寿会(以下「法人」という。)の役員等(理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員会の委員)の報酬について定めるものである。

## (定義)

第2条 本規程における役員等報酬とは、法人と委任関係にある役員等に対し、役員等としての業務執行の対価として支払われるものをいう。

## (理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会の出席報酬)

第3条 役員等が理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会に出席したときには、別表1のとおり支給する。ただし、理事長及び常勤の役員に対する出席報酬は支払わないものとする。

## (役員等の勤務報酬)

第4条 理事長の報酬限度額は別表2のとおりとする。

2 理事長の報酬等の支給については、給与規程第13条、第14条の規定を準用する。

## (監事の報酬)

第5条 監事が定例監査を行なった場合及び法人及び施設の指導監査の立会及び運営状況等の業務にあたった場合は、別表3のとおり支給する。

但し、理事会に参加し、同日に合わせて監査業務を行なった場合は、本条項を適用し、第3条の理事会の出席報酬は支払わないものとする。

## (出張旅費)

第6条 役員等が法人業務のため出張する場合は、別表4により報酬及び実費弁償費を支給する。

2 旅費は、実情を考慮し、増額をすることができる。

## (適用除外)

第7条 施設職員を兼務する役員等は、本規程を適用しない。

## (改正)

第8条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

## 附 則

本規程は、平成25年4月1日より施行する。

本規程は、平成27年3月24日より施行する。

本規程は、平成29年2月28日より施行する。

本規程は、令和5年1月1日より施行する。